

防府市医療等事故調査会要綱

昭和 59 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市医療等事故調査会（以下「調査会」という。）を設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防府市が防府医師会、防府歯科医師会及び防府薬剤師会との別記契約等に基づき実施する業務に関連して発生した事故の適正、かつ円満な処理に資するため、調査会を設置する。

(職務)

第3条 調査会は、別記契約等に基づく業務により発生した事故について市長の諮問に応じ、その内容を審議し、責任の所在を明らかにするとともに、その処理について市長に答申するものとする。

(委員)

第4条 調査会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 防府市 2人（副市長、保健こども部長）
- (2) 防府保健所（原則として医師の資格を有する者）
1人（所長）
- (3) 防府医師会 2人（会長、副会長）
- (4) 防府歯科医師会 1人（会長）
- (5) 防府薬剤師会 1人（会長）

2 委員は、その都度市長が任命し、任期は当該諮問にかかる答申がなされたときに終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 調査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 調査会に専門の事項を調査させるため、必要に応じて臨時委員を選任し、専門部会を置くことができる。

- 2 臨時委員は、会長が調査会に諮り任命する。
- 3 臨時委員は、調査会の会議に出席して調査の結果を報告し、かつ意見を述べることができる。
- 4 臨時委員は、当該調査事項に係る調査会の答申がなされたときに終了するものとする。

(諮問)

第7条 市長は、防府医師会会长、防府歯科医師会会长、防府薬剤師会会长及び防府保健所所長と協議して必要と認めるときは、第3条の事故について調査会に諮問するものとする。

(招集)

第8条 会長は、前条の規定による市長の諮問があったときは、速やかに調査会を招集し、審議を行うものとする。

- 2 調査会の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の日時、会場及び調査会に付すべき事項をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議)

第9条 調査会の会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 調査会の会議は、委員（臨時委員を除く。以下同じ。）の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 調査会の会議は、秘密会とし、委員及び調査会に出席した者は、調査審議事項又は会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、保健こども部健康増進課及びこども相談支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別記（第2条及び第3条関係）

契約の種別	契約の名称
救急医療関係	休日診療所医師派遣契約 休日診療所夜間診療医師派遣契約 休日診療所オンライン診療医師出務契約 休日診療所歯科医師派遣契約 休日診療所薬剤師派遣契約 在宅当番医制事業委託契約 外科系在宅休日診療実施契約
予防接種関係	予防接種医師派遣契約 予防接種実施契約

	1歳6か月児健康診査医師派遣契約
	1歳6か月児健康診査歯科医師派遣契約
保健業務関係	3歳児健康診査医師派遣契約
	3歳児健康診査歯科医師派遣契約
	健康増進事業実施契約